総 会 運 営 規 程

第１章　総　　則

（目的）
第１条　この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下、「本法人」という。）定款の定める総会を開催する際に必要な手順や、円滑な運営のための要領を定めることを目的とする。

（総会）
第２条　総会とは、本協会が行う通常総会および臨時総会をいう。

（構成メンバー）
第３条　総会は、正会員を構成メンバーとする。ただし、賛助会員も出席し意見を述べることができるが、表決権は有しない。

（権能）
第４条　総会は、定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

第２章　開催の手順

（開催時期）
第５条　通常総会は、毎年６月に開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当するとき開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
（２）正会員の１０分の３以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

（招集）
第６条　総会は、定款第１６条により会長が招集する。
２　会長は、前条第２項の規程による請求があったときは、準備が出来次第、可能なかぎり速やかに開催する。

（開催通知）
第７条　総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の１４日前までに会員に通知しなければならない。

（議案とその準備）
第８条　定款第１６条により開催通知を出す期限に間に合うよう議案を準備し、審議を行なわなければならない。

第3章　成 立 要 件

（総会の成立）
第９条　総会は、出席正会員と書面による表決の意思表示をした者および委任状提出者の合計が、正会員総数の過半数により成立する。

（書面による表決および委任）
第１０条　総会の構成メンバーである正会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、予め提示された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他の構成メンバーに表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。ただし、受任者の名前の記載なき場合および本協会が定める期限までに委任状の提出がない場合は、会長に委任したものとみなす。

（委任状の様式）
第１１条　　委任状の様式は、理事会で定める。

（出席の確認）
第１２条　事務局は、総会の出席者の確認を行い、書面による表決および委任状の数をもとに成立要件の確認をおこない、会長に報告しなければならない。

（権利の停止）
第１３条　会費納入規程第５条に基づく正会員の会費未納により権利の資格を失う。
２　会費１ヶ月滞納の正会員は、議決権を行使する事ができない。

第４章　運　　営

（議長の選出）
第１４条　総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

（議事の進行）
第１５条　議長は、本規程に従い議事の進行に務める。また、議長は議事進行を極端に乱す者に対してその言動を制止させ、あるいは総会会場から退席させることができる。

（発言）
第１６条　総会での発言は、議長の許可を必要とする。

（議決）
第１７条　総会の議事は、出席正会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　以下の議案の場合は、正会員総数の３分の２以上の賛同を必要とする。
（１）定款第１９条２項による定款の変更
（２）会員の除名
（３）理事及び監事の解任
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項

（議決の発効）
第１８条　議決の発効は、総会において承認された日とする。

第５章　議　事　録

（議事録の作成）
第１９条　会長は、事務局に指示して総会の議事録（案）を作成させる。

（議事録に記載すべき事項）
第２０条　総会の議事録は定款第２２条の定めにより、次の事項を記載しなければならない。

（１）日時および場所
（２）正会員の現在数および出席者数
（３）審議事項および議決事項
（４）議事の経過の概要およびその結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項

（議事録の署名）
第２１条　議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人２名が署名および押印しなければならない。

（議事録の保管）
第２２条　総会の議事録は永久保存とする。

（議事録の閲覧）
第２３条　会員は、総会の議事録を閲覧することができる。

附則
１．この規程は平成２９年５月１９日　第１回理事会において承認、同日施行する。

1	平成２９年０５月１９日　施行する。	平成 29 年度 第 1 回理事会承認